

混合交通を観察する  
**DOCUMENT**  
●series—220  
**Eye**

6月1日より改正道路交通法が施行され、13歳未満の児童や幼児を自転車に乗車させるときは、ヘルメットを着用させることが保護者の努力義務となった。自転車乗用中の事故の死者数は、平成19年には17万1923人。年齢層別にみると、15歳以下の子どもが3万4024人と19・8%を占めている。また、6歳未満幼児の自転車同乗中の死者数は1805人で、10年前に比べ1・25倍増加している。

**WHY**  
自転車に乗車する  
児童や幼児は  
ヘルメットを  
着用しているか?



●観察場所/東京都武蔵野市境南町 JR中央線・武蔵境駅南口付近  
●観察日/5月15日(木曜日)  
●天候/曇り  
●観察時間/16:00~18:00  
●観察者/4人

●児童・幼児の自転車用ヘルメット着用状況を観察する  
**自転車に乗車する児童・幼児でヘルメットを着用していたのは、186人中36人(19.4%)**

**WATCHING**  
ヘルメット非着用  
の児童を同乗させ、  
信号無視で横断する  
自転車

観察場所は、JR中央線・武蔵境駅南口の大型商業施設周辺との交差点2カ所。全体に平坦な土地であるせい自乗車利用者が多かった。



子どもにヘルメットを着用させている保護者はまだ少なかった

**改正道路交通法**  
第63条の10  
児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるように努めなければならない。

自転車に乗車する児童や幼児は、どのくらいヘルメットを着用しているのか、改正道路交通法が施行される直前の5月中旬に観察した。

**PROPOSE**  
ヘルメットの  
着用で児童・幼児の  
頭部を守る

危険な事例もあった。また、ヘルメット非着用で児童を同乗させた自転車や信号無視で横断する様子も2台観察された。児童や幼児が運転する自転車は、友達や家族と連れ立って走行する様子が多く見られた。中には、並進する自転車利用者との会話に夢中になって前方を見ない様子が観察された。

6歳未満幼児の自転車同乗中の事故では、頭部を損傷する割合が大人に比べて非常に高い(※ワンポイントDATA参照)。幼児用座席に座ることで頭部が自分の身長よりも高くなり、自ら回避するための行動がとりにくいからだ。そのため、事故の際の頭部の損傷程度を軽減させるために、ヘルメットは有効な手段である。最近では、自転車事故への関心が高まり、事故防止に積極的に取り組む自治体も見られる。京都府では4月より条例で自転車同乗児童のヘルメット着用を義務化した。他にも、ヘルメットを全幼児に無償配布したり、補助金を出して割引販

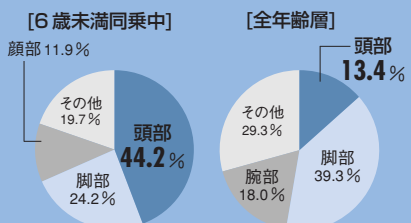
**ワンポイント DATA**

自転車に同乗する幼児は  
頭部を損傷する割合が高い

警察庁資料によると、平成19年中の6歳未満幼児の自転車同乗中の死者を損傷部位別に見ると、頭部が4割以上(44.2%)を占める。他の年齢層では、頭部損傷は1~2割程度であることを考えると、この数字は圧倒的に高い。

ヘルメットの着用で、頭部損傷の被害の程度を軽減することができる。

●自転車乗用中の事故・損傷部位(平成19年中)



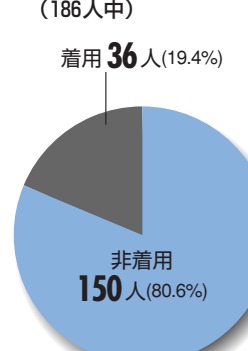
●子どもの自転車用ヘルメットの着用状況  
<幼児を同乗させた自転車>

	着用(○)	非着用(×)
幼児1人同乗	23	71
幼児2人以上同乗	3	23
小計	26 (21.7%)	94 (78.3%)

<児童・幼児が運転する自転車>

	着用(○)	非着用(×)
幼児	4	0
児童	6	56
小計	10 (15.2%)	56 (84.8%)

●児童・幼児の自転車用ヘルメット着用率(186人中)



※児童(6~12歳)、幼児(5歳以下)の判断は観察者の見解による



ヘルメットを着用せずに同乗している子ども



人ごみの中をすり抜けていく子どもの自転車